

騒音及び振動に係る特定建設作業の規制基準

騒音規制法				振動規制法			匝瑳市環境保全条例	
敷地境界における騒音の大きさ 85デシベル				敷地境界における振動の大きさ 75デシベル			敷地境界における騒音及び振動の大きさ 騒音 85デシベル 振動 75デシベル	
2. 作業時間の規制								
規制項目	第1号区域	第2号区域	適用除外作業	第1号区域	第2号区域	適用除外作業	騒音及び振動の規制基準	適用除外作業
作業ができない時間	午後7時から翌日午前7時まで	午後10時から翌日午前6時まで	イ. 災害や非常事態時の緊急作業 ロ. 生命身体に対する危険防止のための作業 ハ. 鉄道又は軌道の正常運行を確保するための作業 ニ. 道路法により占用許可条件に夜間作業が指定された場合 ホ. 道路交通法により使用許可条件に夜間作業が指定された場合	午後7時から翌日午前7時まで	午後10時から翌日午前6時まで	イ. 災害や非常事態時の緊急作業 ロ. 生命身体に対する危険防止のための作業 ハ. 鉄道又は軌道の正常運行を確保するための作業 ニ. 道路法により占用許可条件に夜間作業が指定された場合 ホ. 道路交通法により使用許可条件に夜間作業が指定された場合	午後7時から翌日午前7時まで	・災害や非常事態時の緊急作業 ・生命身体に対する危険防止のための作業 ・鉄道又は軌道の正常運行を確保するための作業 ・道路法により占用許可条件に夜間作業が指定された場合 ・道路交通法により使用許可条件に夜間作業が指定された場合
1日あたりの作業時間	10時間	14時間	イ. 災害や非常事態時の緊急作業 ロ. 生命身体に対する危険防止のための作業	10時間	14時間	イ. 災害や非常事態時の緊急作業 ロ. 生命身体に対する危険防止のための作業	10時間	・災害や非常事態時の緊急作業 ・生命身体に対する危険防止のための作業
同一場所における作業期間	連続6日間		イ. 災害や非常事態時の緊急作業 ロ. 生命身体に対する危険防止のための作業	連続6日間		イ. 災害や非常事態時の緊急作業 ロ. 生命身体に対する危険防止のための作業	連続6日間	・災害や非常事態時の緊急作業 ・生命身体に対する危険防止のための作業
日曜・休日における作業	禁止		イ. 災害や非常事態時の緊急作業 ロ. 生命身体に対する危険防止のための作業 ハ. 鉄道又は軌道の正常運行を確保するための作業 ニ. 変電所の変更工事に従事者の生命及び身体の安全を確保する作業 ホ. 道路法により占用許可条件に夜間作業が指定された場合 ヘ. 道路交通法により使用許可条件に夜間作業が指定された場合	禁止		イ. 災害や非常事態時の緊急作業 ロ. 生命身体に対する危険防止のための作業 ハ. 鉄道又は軌道の正常運行を確保するための作業 ニ. 変電所の変更工事に従事者の生命及び身体の安全を確保する作業 ホ. 道路法により占用許可条件に夜間作業が指定された場合 ヘ. 道路交通法により使用許可条件に夜間作業が指定された場合	禁止	・災害や非常事態時の緊急作業 ・生命身体に対する危険防止のための作業 ・鉄道又は軌道の正常運行を確保するための作業 ・変電所の変更工事に従事者の生命及び身体の安全を確保する作業 ・道路法により占用許可条件に夜間作業が指定された場合 ・道路交通法により使用許可条件に夜間作業が指定された場合
	※区域の区分は、以下のとおり。 《第1号区域》 ○第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域 ○工業地域・工業専用地域のうち、学校病院等の周囲80メートル以内の地域 《第2号区域》 ○工業地域・工業専用地域のうち、学校病院等の周囲80メートル以外の地域			※区域の区分は、以下のとおり。 《第1号区域》 ○第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域 ○工業地域・工業専用地域のうち、学校病院等の周囲80メートル以内の地域 《第2号区域》 ○工業地域・工業専用地域のうち、学校病院等の周囲80メートル以外の地域			※振動の大きさの規制基準については、以下の作業に限る。 ・くい打ち機等を使用する作業 ・空気圧縮機を使用する作業 ・剛球を使用して建築物等を破壊する作業 ・舗装版破砕機を使用する作業 ・ブレーカーを使用する作業 ・ブルドーザー、パワーショベル、バックホー等の整地機又は掘削機を使用する作業 ・振動ローラーを使用する作業	

※詳細については、環境省告示(「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」)をご覧ください。

※詳細については、振動規制法施行規則別表第1をご覧ください。

※詳細については、匝瑳市環境保全条例施行規則別表第4の第3をご覧ください。